

新 旧 対 照 表

新

高知県食品衛生法施行細則 (抜粋)

本則

(書類の経由)

第2条 法、食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号。以下「政令」という。)、食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号。以下「省令」という。)、条例及びこの規則の定めるところにより、知事に提出する書類は、正本1通及び副本1通とし、営業所の所在地を所管する保健所長を経由しなければならない。ただし、法第53条第2項、政令第5条第2項、省令第67条、条例第6条並びに第14条及び第17条第1項の規定により提出する書類については、正本1通を営業所の所在地を所管する保健所長に提出するものとする。

(へい死した獣畜の肉等の検査員)

第3条 法第9条第1項ただし書の当該職員は、と畜場法(昭和28年法律第114号)第19条に規定すると畜検査員とする。

(検査命令書)

第5条 略

(検査命令に基づく検査の申請書)

第6条 政令第5条第2項の申請書は、別記第2号様式によるものとする。

(食品衛生管理者の設置及び変更の届書)

第7条 省令第49条第1項の食品衛生管理者の届書は、別記第3号様式によるものとする。

(営業の許可の申請手続)

第10条 省令第67条の営業の許可の申請書は、別記第4号様式によるものとする。

旧

高知県食品衛生法施行細則 (抜粋)

本則

(書類の経由)

第2条 法、食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号。以下「政令」という。)、食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号。以下「省令」という。)、条例及びこの規則の定めるところにより、知事に提出する書類は、正本1通及び副本1通とし、営業所の所在地を所管する保健所長を経由しなければならない。ただし、条例第6条並びに第6条、第10条、第14条、第16条及び第17条の規定により提出する書類については、正本1通を営業所の所在地を所管する保健所長に提出するものとする。

(へい死した獣畜の肉等の検査員)

第3条 法第9条第1項ただし書に規定する当該職員は、と畜場法(昭和28年法律第114号)第19条第1項に規定すると畜検査員とする。

(検査命令)

第5条 略

(検査命令に基づく検査の申請)

第6条 政令第5条第2項に規定する申請書は、別記第2号様式によるものとする。

(食品衛生管理者の設置及び変更の届出)

第7条 法第48条第8項の規定による食品衛生管理者の設置又は変更の届出は、別記第3号様式による食品衛生管理者設置(変更)届によつてしなければならない。

(営業の許可の申請)

第10条 省令第67条に規定する営業の許可の申請書は、別記第4号様式によるものとする。

2 前項の営業の許可の申請書には、省令第 67 条第 1 項各号又は第 2 項各号に掲げる事項のほか、食品衛生管理者又は食品衛生責任者の氏名及び資格等、生食用食肉の取扱いに関する事項並びに認定生食用食肉取扱者(法第 24 条第 1 項に規定する都道府県知事等が生食用食肉を取り扱う者として適切であると認めた者をいう。第 17 条第 2 項において同じ。)の氏名、生年月日及び登録番号を記載しなければならない。

(細分業種)

第 11 条 飲食店営業、喫茶店営業、菓子製造業、アイスクリーム類製造業、乳類販売業、食肉販売業、魚介類販売業及び冰雪製造業について法第 52 条第 1 項の _____ 営業の許可を受けた者は、当該許可の有効期間満了に際し引き続き同一の営業の許可を受けようとするときは、取扱種目によって細分した業種(次項において「細分業種」という。)を前条第 1 項の営業の許可の申請書に記載しなければならない。

2 細分業種は、別表に定めるとおりとする。

(営業許可証の交付)

第 12 条 法第 52 条第 1 項の営業の許可をしたときは、別記第 5 号様式による営業許可証(以下「営業許可証」という。)を交付するものとする。

(営業許可証の再交付)

第 14 条 法第 52 条第 1 項の _____ 営業の許可を受けた者 _____ は、営業許可証を紛失し、又は毀損したときは、別記第 6 号様式による営業許可証再交付申請書を提出して営業許可証の再交付を受けることができる。

(相続、合併又は分割による許可営業者の地位の承継の届出手続)

第 16 条 省令第 68 条第 1 項、第 69 条第 1 項又は第 70 条第 1 項の許可営業者の地位の承継の届出書は、別記第 7 号様式から別記第 9 号様式までによるものとする。

2 前項の許可営業者の地位の承継の届出書には、省令第 68 条第 1 項各号、第 69 条第 1 項各号又は第 70 条第 1 項各号に掲げる事項のほか、食品衛生責任者の氏名及び資格等を記載しなければならない。

(細分業種)

第 11 条 飲食店営業、喫茶店営業、菓子製造業、アイスクリーム類製造業、乳類販売業、食肉販売業、魚介類販売業及び冰雪製造業について法第 52 条第 1 項の規定による営業の許可を受けた者は、当該許可の有効期間満了に際し引き続き同一の営業の許可を受けようとするときは、取扱種目によって細分した業種(以下「細分業種」という。)を前条の営業の許可の申請書に記載しなければならない。

2 細分業種は、別表のとおりとする。

(営業許可証)

第 12 条 法第 52 条第 2 項の規定による営業の許可をしたときは、別記第 6 号様式による食品営業許可証(以下「営業許可証」という。)を交付するものとする。

(営業許可証の再交付)

第 14 条 法第 52 条第 1 項の規定による営業の許可を受けた者(第 16 条において「許可営業者」という。)は、営業許可証を紛失又はき損したときは、別記第 7 号様式による営業許可証再交付申請書により営業許可証の再交付を受けることができる。

(相続、合併又は分割による許可営業者の地位の承継の届出)

第 16 条 法第 53 条第 2 項の規定による相続、合併又は分割による許可営業者の地位の承継の届出は、別記第 8 号様式による相続による地位承継届、別記第 9 号様式による合併による地位承継届又は別記第 10 号様式による分割による地位承継届によって行わなければならない。

(申請事項の変更の届出手続)

第17条 省令第71条の規定による申請事項の変更の届出は、別記第10号様式による営業許可申請事項変更届によってしなければならない。

2 前項の営業許可申請事項変更届には、変更があった事項のほか、食品衛生管理者又は食品衛生責任者の氏名及び資格等、生食用食肉の取扱いに関する事項並びに認定生食用食肉取扱者の氏名、生年月日及び登録番号を記載しなければならない。

(休業、廃業等の届出書)

第18条 条例第6条第1項の休業又は廃業の届出書は、別記第11号様式によるものとする。

2 条例第6条第2項の営業の再開の届出書は、別記第12号様式によるものとする。

別表(第11条関係)

1 飲食店営業

細分業種	定義
一般食堂・レストラン	一般に主食を主体として、飲食物を提供する営業をいう。
すし	客席を設け、主としてすしを提供する営業をいう。
麺類	主として麺類(うどん、そば、中華そば等)を提供する営業をいう。
中華料理	主として中華料理を提供する営業をいう。
仕出し	主に配達より、皿鉢料理、弁当、米飯、総菜等を提供する営業をいう。

(申請事項の変更の届出)

第17条 省令第71条の規定による申請事項の変更の届出は、別記第11号様式による営業許可申請事項変更届によって行わなければならない。

(休業、廃業等の届出)

第18条 条例第6条第1項の規定による休業又は廃業の届出は、別記第12号様式による営業廃(休)業届によって行わなければならない。

2 条例第6条第2項の規定による業務の再開の届出は、別記第13号様式による業務再開届によって行わなければならない。

別表(第11条関係)

1 飲食店営業

細分業種	定義
一般食堂・レストラン	一般に主食を主体として、飲食物を提供する営業をいう。
すし	客席を設け、主としてすしを提供する営業をいう。
めん類	主としてめん類(うどん、そば、中華そば等)を提供する営業をいう。
中華料理	主として中華料理を提供する営業をいう。
仕出し	主に配達より、皿鉢料理、弁当、米飯、総菜等を提供する営業をいう。

弁 当	主として弁当類(弁当、すし、おにぎり等)を提供する営業をいう。
調 理 パ ン	主として調理パン、サンドイッチ、ハンバーガー等を調理し、販売する営業をいう。
旅 館	旅館、ホテル等の施設内にあって、主として宿泊客に飲食物を提供する営業をいう。
軽 食 喫 茶	喫茶を主とし、軽食を提供する営業をいう。
料 理 店	料亭、小料理屋、宴会場等の主として和風料理及び酒類を提供する営業をいう。
居酒屋・ス ナック等	主として料理及び酒類を提供する営業のうち、料理店以外のものをいう。
総 菜 調 理	総菜類を調理加工し、卸販売の形態をとらず、店頭のみで販売する形態の営業をいう。
屋 台	軽車両又は自動車に施設を設け、それを営業場所に移動して、一定時間その場所にとどまって営業し、営業終了後は、基地に帰る等の営業をいう。
短 期	海水浴場、スキー場、キャンプ場、催事場等において、一定期間営業するものをいう。
自 動 販 売 機	自動販売機において、主食等に加温等の調理を行い、提供する営業をいう。
そ の 他	上記以外の営業をいう。

2 喫茶店営業

(表は省略)

3 菓子製造業

弁 当	主として弁当類(弁当、すし、おにぎり等)を提供する営業をいう。
調 理 パ ン	主として調理パン、サンドイッチ、ハンバーガー等を調理し、販売する営業をいう。
旅 館	旅館、ホテル等の施設内にあって、主として宿泊客に飲食物を提供する営業をいう。
軽 食 喫 茶	喫茶を主とし、軽食を提供する営業をいう。
料 理 店	料亭、小料理屋、宴会場等の主として和風料理及び酒類を提供する営業をいう。
居酒屋・ス ナック等	主として料理及び酒類を提供する営業のうち、料理店以外のものをいう。
総 菜 調 理	総菜類を調理加工し、卸販売の形態をとらず、店頭のみで販売する形態の営業をいう。
屋 台	軽車両又は自動車に施設を設け、それを営業場所に移動して、一定時間その場所にとどまって営業し、営業終了後は、基地に帰る等の営業をいう。
短 期	海水浴場、スキー場、キャンプ場、催事場等において、一定期間営業するものをいう。
自 動 販 売 機	自動販売機において、主食等に加温等の調理を行い、提供する営業をいう。
そ の 他	上記以外の営業をいう。

2 喫茶店営業

(表は省略)

3 菓子製造業

- 4 アイスクリーム類製造業 (表は省略)
- 5 乳類販売業 (表は省略)
- 6 食肉販売業 (表は省略)
- 7 魚介類販売業 (表は省略)
- 8 冰雪製造業 (表は省略)

別記第1号様式(第5条関係)

検査命令書
[別紙参照]

第2号様式(第6条関係)

検査申請書
[別紙参照]

第3号様式(第7条関係)

食品衛生管理者設置等届
[別紙参照]

第4号様式(第10条関係)

営業許可申請書
[別紙参照]

- 4 アイスクリーム類製造業 (表は省略)
- 5 乳類販売業 (表は省略)
- 6 食肉販売業 (表は省略)
- 7 魚介類販売業 (表は省略)
- 8 冰雪製造業 (表は省略)

別記第1号様式(第5条関係)

検査命令書
[別紙参照]

第2号様式(第6条関係)

検査申請書
[別紙参照]

第3号様式(第7条関係)

食品衛生管理者設置(変更)届
[別紙参照]

第4号様式(第10条関係)

営業許可申請書(新規・継続)
[別紙参照]

第 5 号様式 (第 12 条関係)
営業許可証
[別紙参照]

第 6 号様式 (第 14 条関係)
営業許可証再交付申請書
[別紙参照]

第 7 号様式 (第 16 条関係)
相続による地位承継届
[別紙参照]

第 8 号様式 (第 16 条関係)
合併による地位承継届
[別紙参照]

第 9 号様式 (第 16 条関係)
分割による地位承継届
[別紙参照]

第 10 号様式 (第 17 条関係)
営業許可申請事項変更届
[別紙参照]

第 11 号様式 (第 18 条関係)
営業休業等届
[別紙参照]

第 12 号様式 (第 18 条関係)
営業再開届

第 5 号様式 削除

第 6 号様式 (第 12 条関係)
食品営業許可証
[別紙参照]

第 7 号様式 (第 14 条関係)
営業許可証再交付申請書
[別紙参照]

第 8 号様式 (第 16 条関係)
相続による地位承継届
[別紙参照]

第 9 号様式 (第 16 条関係)
合併による地位承継届
[別紙参照]

第 10 号様式 (第 16 条関係)
分割による地位承継届
[別紙参照]

第 11 号様式 (第 17 条関係)
営業許可申請事項変更届
[別紙参照]

第 12 号様式 (第 18 条関係)
営業廃(休)業届

[別紙参照]

[別紙参照]

第 13 号様式 (第 18 条関係)

業務再開届

[別紙参照]